

平成27年度 第7回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議概要

会議名称	第7回 立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会
開催日時	平成28年3月10日（木） 午後6時～午後8時
開催場所	立川市役所 本庁舎 208・209会議室
次第	〔開 会〕 1 はじめに 2 報告事項 （1）第6回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会 概要について （2）「障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）」の骨子（案）について （3）アンケートの速報について 3 検討事項 （1）条例の目的と基本理念の再確認について （2）条例策定についての市民への周知について 4 その他連絡事項 〔閉 会〕
出席者	〔委 員〕 吉川かおり、長谷川敬祐、泉口哲男、岩元喜代子、野々久美子、岡田治、曾根博、田中文人、小川亮三、石川誠、福本行廣、山本繁樹、山中誠一（敬称略、順不同） 〔事務局〕 諸井福祉保健部長、高木障害福祉課長、石川障害福祉課主査、遠藤障害福祉課主査、柳障害福祉課主査、近藤主事、町田主事
会議資料	【事前配布資料】 ・第6回立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）策定検討委員会会議録（概要） ・資料7-1 平成28年3月8日厚生産業委員会資料とした「障害のある人もない人も共に暮らしやすい立川をつくる条例（仮称）」の骨子（案）について ・資料7-2 アンケート調査の集計結果 ・資料7-3 条例の目的と基本理念について ・資料7-4 条例策定についての市民への周知について（事務局案）

〔開 会〕

- 1 はじめに
- 2 報告事項

○配布した前回委員会の概要について疑問点、訂正等がある場合には3月18日（金）までに事務局へ連絡を依頼した

○平成28年3月8日の厚生産業委員会に提出したのは資料7-1の骨子（案）である。

○アンケートは全部で504件集まった。今まで検討してきた7つの分野と、その他の分野に分けて資料7-2のようにまとめた。一番多かった意見は、「子どもの頃から障害者理解のための教育の時間を持つこと」であった。代表的な意見としては、7ページ目の「特別支援学級との交流をもっと多くする。日常的な交流を増やし、子どもの頃からふれ合うことが大事」、13ページ目の「わかりやすいイベント等を行うなど、障害を近くに感じるイベントをすること」「セミナーを開いてほしい」「学習会などの情報があったら参加してみたい」、27ページ目の「エレベーターのない駅のホームで、エスカレーターを止めて車いすを上昇させていた時、ほかの乗客の態度が冷やかで迷惑であった」「全ての駅にエレベーターの設置をしてほしい。上りのエスカレーターしかないところが

あるので下りも設置してほしい」、28 ページ目の「障害といっても種類があり、その重軽も様々であるから個々の理解が必要」、32 ページ目の「エレベーター、電車などの乗り物はゆずり合う、だからといって障害のある人も当然という様子で障害を利用しないこと」、41 ページ目の「地域の行事に積極的に参加し、障害者も含めてお互いに顔見知りになると声もかけやすくなるのでは」といった意見があった

- アンケートについては分析をして、その結果はまたこの委員会で報告する予定である
- 骨子（案）については、来年度委員会で検討をして肉付けを行っていく予定である
- 骨子（案）では「障害」の定義と「障害者」の定義が混在しているため、修正する必要がある

3 検討事項

（１）条例の目的と基本理念の再確認について

- 対象者が障害のある人ではなく、この条例の対象が障害の問題に絞るという意味合いであり、子ども、高齢者、子育て中の人に関しては副次的な定めとする
- 定義の中に市民と事業者を加えてはどうか
- 「社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」という規定の「相当」というのはどのくらいのレベルのものなのか
- 主な対象者は、「…子ども・高齢者・子育て中の人にも暮らしやすい…」という制限されてしまうため、「…子ども・高齢者・子育て中の人等誰にとっても暮らしやすい…」とした方が良い
- メインのターゲットは「障害」であり、障害のある人ない人共にその権利が守られ、暮らしを发展させることによって、副次的にそれ以外の子ども・高齢者・子育て中の方・その他社会的に厳しい状態に置かれている方にとっても暮らしやすい立川になると考えている
- 条例の本文とは違う部分に附則等として、将来的な条例の対象の発展等付け加えることは技術的には可能であるが、今後の検討が必要
- 主な対象は「障害」であり、障害の定義については今後検討とする
- 障害手帳を持っているのみならず、その他支援を必要としている方々を多く巻き込んでいけるような条例になれば良いと思う
- 「主な対象者」という項目はいらぬのではないか。条例はそもそも市民全員向けのものであるからあえて対象者の定めをするのは違和感がある
- 定義の中で、「…障害を原因とする社会的障壁により…」は、「…障害及び社会的障壁により…」に修正する必要がある
- 医療モデルの障害の定義を考慮に入れないか、医療モデルと社会モデルを混合させるかが論点だと思う。後者が一般的である
- もし障害を医学モデルと社会モデルを合わせたものとするなら、「主な対象者」は議論する必要がなくとってしまっても良いのではないかと。障害の理解の仕方はいろいろあるが、もともと障害のある人をターゲットとしていないため
- 「主な対象者」の考えをやめて、障害のある人もない人も市民がより良くなる条例にするということを念頭に置きつつ、特に障害をどう位置付けて差別・合理的配慮・社会的障壁を考えていくかが大切である。その障害の定義を医学モデルか社会モデルに基づくものにするかは今後議論していく
- 医学モデルとは障害のある人の生きにくさは、本人の心身機能の状態に基づくものであり、社会モデルは活動や参加の制限をもたらす環境が障害と捉えるもの
- 高齢者も心身機能の低下により障害が出てくるが、事務局案の「主な対象者」では障害者手帳を持っていない高齢者は対象外のように読み取れる
- 主に医学モデルの障害のある人を中心として条例を組み立てるのか、またそれ以外の人を肉付けの段階でどのように入れていくかが論点である
- そもそも、法律上において身体障害・知的障害・精神障害の定義づけが曖昧であることが前提にあるため、他の条例では医学的モデルと社会的モデルの混合した定義が良く用いられていると思われる
- 資料 7-1 の障害の定義は、障害者雇用促進法において事業者が求められている合理的配慮の対象者

そのものなので違和感がない

- 今回の条例は特に合理的配慮が必要な方と条例の主語となる市民全体の二重構造になるのではない
- 障害のある人だけでなく人も条例の対象にするが、内容を検討する際は特に障害のある人を想定することをコンセンサスとしてとった

(2) 条例策定についての市民への周知について

- 事務局案では各委員から関係団体へ情報提供、広報たちかわ等を利用した広く市民向けの周知、地区民協・地域包括支援センター・子ども委員会を通しての周知、小中学生には総合的な学習の時間を活用した説明等が挙げられた
- 福祉事業所を対象にした条例の内容を論議しあうような研修会をしてほしい。事業所職員の利用者への見方が変わると、結果的に地域も変わっていくと思う
- 虐待防止の関係で市民向け、事業者向けへの講演会を行っているだけでなく居宅介護事業所連絡会も年1回開いているので、来年度は条例のことを内容に入れて周知徹底していきたい
- 新聞の多摩版に掲載することは可能か
- 分かりやすい版のガイドブックを市報に折り込む
- 小中学校への周知は奥山委員が主体的に行っている障害者理解のための出前授業とタイアップして進めていければ良い
- 既にいじめ授業を行っている弁護士会の法教育プロジェクトチームに障害の問題を取り上げてくれるように依頼するのも良い
- 市内のコミュニティーバスでは広報ができる
- 市内の店舗にもパネルやパンフレットを置くことができる
- 老人クラブも周知の対象にしてほしい。単なる説明会ではなく、テーマを決めてディスカッションや意見交換ができる機会があれば良い
- 手をつなぐ親の会のキャラバン隊の活動や紙芝居も活用してほしい
- 就労・教育・医療のシンポジウム、障害当事者がたくさん参加するようなシンポジウムを開きたい
- 小中学生にテーマを投げかけ、子供たちから意見を求めるような授業をしてみてもどうか
- 地区民協の障害者部会も周知には協力するが、色々な団体からチラシが来るため埋もれないように、インパクトのあるチラシ等があれば周知しやすくなる
- 青少年健全育成会を通しての周知啓発も一つの手だと思う
- 事務局が抱え込むのではなく、委員側に依頼してくれるとそれ自体が普及啓発になるだけでなく、説明も興味深いものになると思う

4 その他連絡事項

- 平成28年3月26日に障害のある人もない人も暮らしやすい立川を考える会主催のシンポジウムが開催される

[閉 会]

以 上